令和９年度
新庄市立放課後児童クラブ（学童保育所）入所案内

（明倫放課後児童クラブ・日新放課後児童クラブ・新庄放課後児童クラブ・萩野放課後児童クラブ）

目　次

１．放課後児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
２．利用条件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
３．開設時間・休所日・入所期間について・・・・・・・・Ｐ１
４．利用料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
５．施設一覧及び募集人数・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
６．申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
７．申込書類の確認
　　（世帯状況簡易チェック表）・・・・・・・・・・・・Ｐ３
８．利用を必要とする理由一覧表・・・・・・・・・・・・Ｐ４～５
９．利用調整及び結果の通知について・・・・・・・・・・Ｐ５
１０．注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
１１．参考(入所調整指数表・放課後児童クラブ施設一覧)・・Ｐ６～８

■お問い合わせ先
新庄市社会福祉協議会（新庄市五日町字宮内２４０番地２）
☎０２３３－２２－５７９７

１．放課後児童クラブとは

新庄市立放課後児童クラブ（学童保育所）（以下「放課後児童クラブ」という。）は、就労等により保護者が昼間家庭にいない、小学校（義務教育学校の前期過程を含む。以下同じ。）に就学している児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として実施しています。

２．利用条件について

放課後児童クラブを利用できる児童は、新庄市内の小学校に就学している児童であって、児童の保護者が次のいずれかの理由に該当し、放課後や長期休業中に家庭で保育が受けられない児童です。

（１）月６４時間以上の就労をしている。（居宅外・居宅内・自営業いずれも含む。）
（２）病気や心身の障害のため子の保育が困難である。（身体障害者手帳４級以上・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持している場合等。）
（３）同居や長期入院している親族を常時介護や看護している。（医師の診断や介護保険の認定結果により常に介護が必要とされる者の介護・身体障害者１～２級や知的障害者の介護をしている場合等。）
（４）災害により被災し、復旧活動を行っている。
（５）継続して仕事を探している。（起業準備を含む。）※最長３か月間
（６）学校等の教育施設に在学、または、公共職業能力開発施設等において行う職業訓練を受けている。
（７）妊娠中もしくは出産後間もない期間である。

３．開設時間・休所日・入所期間について

【開設時間】

○月曜日から金曜日まで（長期休業中等を除く）	放課後から午後６時４５分まで
○土曜日（長期休業中を含む）	午前８時から午後６時３０分まで
○長期休業中及び学校代休日（土曜日を除く）	午前８時から午後６時４５分まで

【休所日】

○日曜日、祝祭日
○お盆期間（８月１３日から８月１５日まで）
○新庄まつり期間（８月２４日から８月２６日まで）
○年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

【入所期間】

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの１年間を最長とし、利用を必要とする理由がなくなるまでの期間入所できます。

年度の途中からの利用を希望する場合や、夏休みなどの長期休業中のみをご希望の場合は、「６．申込みについて（２）令和９年５月以降に利用を希望する方」を確認の上、お申込みください。

※求職活動等、入所期間が年度途中で終わる方で、期間終了後も利用を希望する方は、期間終了１か月前までに、再度、放課後児童クラブ入所申込書と利用を必要とする理由を証明する書類を新庄市社会福祉協議会または放課後児童クラブまでご提出ください。審査及び利用調整の上、入所の可否をお知らせします。

４．利用料について

（１）利用料について

放課後児童クラブに入所している間は、児童１人あたり月額６，５００円（日割り計算は行いません。）の利用料のほか、実費徴収費用（保険代・お菓子代）をいただきます。また、**月に一度もご利用がなかった場合でも、退所届が提出されていない場合は、利用料を負担いただくことになります**のでご注意ください。なお、退所届は**退所日の１５日前まで**にご提出ください。

（２）利用料の軽減事業について

低所得世帯や多子世帯について、利用料の軽減を受けられる場合があります。詳しくは、入所後、あらためてご案内いたします。

（３）利用料の納入について

毎月の利用料の納入方法は、原則として口座振替での支払いとなります。児童 1 人につき、１口座の登録が必要となりますのでご留意願います。口座振替は毎月２５日（２５日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に行い、前月分等の再振替は行っておりません。

口座振替以外の方は、子育て推進課保育推進係までご連絡お願いします。

【取扱金融機関】

荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、新庄信用金庫、北郡信用組合、東北労働金庫、新庄市農協、もがみ中央農協（はぎの支店のみ)、ゆうちょ銀行

※新庄信用金庫、東北労働金庫は、Web 口座振替受付サービス未対応となっております。直接金融機関で手続きをお願いします。

５．施設一覧及び募集人数

施設名	所在地	電話 FAX 番号	対象学区	募集人数 （定員）
明倫放課後児童クラブ	十日町２６７５－３ （明倫学園内）	２９－５２５２	明倫学園	６０名
新庄放課後児童クラブ	城西町６－２４ （新庄小学校内）	２９－５８００	新庄小学校	５６名
日新放課後児童クラブ **※令和 9 年度移転改築予定**	下金沢町１６－４ （日新小学校内）	２２－６０８８	日新小学校	７０名
萩野放課後児童クラブ	大字泉田字往還東３９８－１ （萩野学園内）	２５－２０８７	萩野学園	４０名

6．申込みについて

（1）令和９年４月から利用を希望する方

①受付期間　令和８年１１月２日㈪から令和８年１２月１１日㈮までの
午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日・祝日を除く）
※上記の期間以降も随時受付いたしますが、期間内の受付分の審査が終わってからの審査となります。また、提出日によっては、４月１日からのご利用ができない場合もございます。

②書類配布場所　新庄市社会福祉協議会、各放課後児童クラブ

③受付場所　新庄市社会福祉協議会（地図は５ページを参照のこと）

（2）令和９年５月以降に利用を希望する方

①受　付　期　間　入所希望月の前月１５日まで（土・日・祝日の場合はその前の平日）
※入所日は毎月１日付けになります。
※入所の選考は先着順ではございません。
※添付書類の就労証明や診断書などは事業所や医師から記入していただく場合があり、 作成に時間を要する場合があります。日程に余裕をもってお越しください。

②書類配布及び受付場所　新庄市社会福祉協議会（地図は５ページを参照のこと）

7．申込書類の確認

①放課後児童クラブ入所申込書及び児童調査表

②保護者（父、母）及び同居（または同じ住所に居住）している令和９年４月１日時点で６５歳未満の祖父母における「8．利用を必要とする理由一覧表」に記載のある、各種証明（届出）書類

（世帯状況簡易チェック表）

提出いただく書類の参考にしてください。

<table>
<tr><th>申込児童からみた続柄</th><th colspan="3">状　況</th></tr>
<tr><td>父</td><td colspan="3">□就労（被雇用者）　□就労（自営業）　□疾病・障害　□介護等
□災害復旧　□求職活動　□就学　□その他</td></tr>
<tr><td>母</td><td colspan="3">□就労（被雇用者）　□就労（自営業）　□疾病・障害　□介護等
□災害復旧　□求職活動　□就学　□妊娠・出産　□その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">祖父</td><td>□６５歳未満</td><td>□６５歳以上</td><td>□同居していない</td></tr>
<tr><td colspan="3">（６５歳未満であり同居している場合）
□就労（被雇用者）　□就労（自営業）　□疾病・障害　□介護等
□災害復旧　□求職活動　□就学　□その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">祖母</td><td>□６５歳未満</td><td>□６５歳以上</td><td>□同居していない</td></tr>
<tr><td colspan="3">（６５歳未満であり同居している場合）
□就労（被雇用者）　□就労（自営業）　□疾病・障害　□介護等
□災害復旧　□求職活動　□就学　□妊娠・出産　□その他</td></tr>
</table>

8．利用を必要とする理由一覧表

利用を必要とする理由	利用できる期間	必要書類
①就労 フルタイム・パートタイムなど、**月 64 時間以上**の就労をしていること	就労が有期限の場合は、期限が終わるまで	○被雇用者： 就労証明書（雇用主の証明要） ○自営業の方： 事業状況申告書・営業許可証・開業届・受注表・確定申告書の写し等 ※新庄市役所職員（会計年度任用職員を含む）は就労状況の証明者と保育認定の決定者が同一のため、就労証明書に代えて同意書を提出してください。
②保護者等の疾病・障害 保護者等自身が病気や心身の障害のため児童の保育が困難なこと（障害者手帳※1を所持している（身体障害者手帳は 4 級以上）場合等） ※1「障害者手帳」とは、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のことをいいます。	療養を必要としなくなるまで	○診断書（放課後児童クラブ（学童保育所）入所用） **又は** ○障害者手帳の写し（氏名と級や判定の記載のあるページ）
③同居親族の介護・看護 同居や長期入院している親族を常時介護や看護していること（医師の診断や介護保険の認定結果により常に介護が必要とされる者の介護や、身体障害者等１・２級や知的障害者の介護をしている場合等）	介護や看護を必要としなくなるまで	○診断書（放課後児童クラブ（学童保育所）入所用） **又は** ○障害者手帳等の写し（氏名と級や判定の記載のあるページ）
④災害復旧 保護者が災害により被災し、復旧活動を行っていること	災害復旧活動等を必要としなくなるまで	○り災証明書等
⑤求職活動 保護者が継続して仕事を探していること（起業準備を含む）	最長 3 カ月間	○求職活動申立書 ○雇用保険受給者証 **又は** ○求職受付票 ○求職活動状況報告書※2 ※2　入所後、毎月入所先に提出してください。
⑥就学（職業訓練を含む） 学校等の教育施設に在学又は公共職業能力開発施設等において、行う職業訓練を受けていること	卒業予定日 **又は** 修了予定日が属する月の末日まで	○在学証明書等（卒業・修了予定日のわかるもの） **又は** ○受講決定通知書等（職業訓練を受ける者の氏名・訓練期間・就学時間のわかるもの）

⑦妊娠・出産 母が妊娠中もしくは出産後間もないこと	○産前： 出産予定日から６週間の前の日が属する月の初日から ○産後： 出産日から８週間後の翌日が属する月の末日まで	○母子手帳の写し（表紙・出産（予定）日がわかるページ ○妊娠・出産（産前産後）期間の申立書

※産前・産後期間を満了し、育児休業に入る場合は、育児休業に入った月の月末に退所になります。（育児休業での利用はできません）

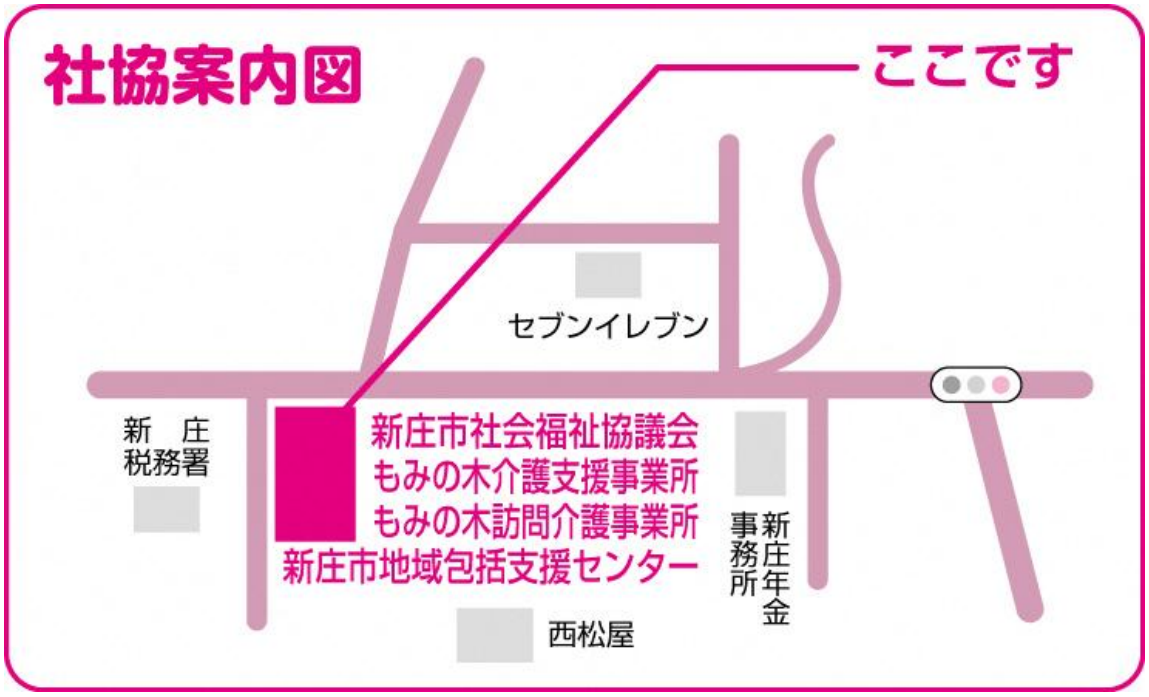
９．利用調整及び結果の通知について

利用希望が定員を上回ることが見込まれる場合、新庄市の入所調整指数表に基づき、保護者の就労状況や家庭状況等の事情・各放課後児童クラブの受け入れ体制などを総合的に判断し、**利用の必要性の高い児童から順次入所を決定します。**そのため、同時期に申込みされた場合でも、**結果等の通知時期は世帯によって異なる場合があります。**

４月から利用を希望する方で、１２月１１日までに申込みいただいた方の結果については、**令和９年１月中に順次通知**します。

１０．注意事項

・原則として、就学している小学校区の放課後児童クラブへのお申込みとなります。
・申込内容に虚偽（不正）が認められた場合は、利用を取消す場合があります。
・過去にご利用された方でも、改めてお申込みいただく必要があります。
・申込書提出時に添えていただく別紙「同意書」の各事項（関係機関との情報共有、利用条件、遵守事項等）をご確認の上、同意・署名をいただきご提出ください。



１１．参考

令和9年度　放課後児童クラブ入所調整指数表

1. 基準指数

保護者の状況				基準指数		
				点数	父	母
就労	居宅外労働（注1）	月20日勤務として、1日の就労時間	8時間以上	20		
			7時間以上	18		
			6時間以上	16		
			5時間以上	14		
			4時間以上	12		
			4時間未満	10		
	居宅内労働（注2）	月20日勤務として、1日の就労時間	6時間以上	14		
			4時間以上	10		
			4時間未満	8		
妊娠・出産		出産予定前6週後8週である場合		20		
疾病障がい	疾病・負傷	診断書提出の場合（診断書の内容によって点数を決定する。）		1～20		
	心身障がい	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている場合		20		
		身体障害者手帳3・4級の交付を受けている場合		16		
		療育手帳A判定の交付を受けている場合		20		
		療育手帳B判定の交付を受けている場合		16		
		精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている場合		20		
		精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている場合		16		
介護・看護（注3）		自宅で、要介護4・5の認定を受けた者を介護している場合		20		
		自宅で、要介護3の認定を受けた者を介護している場合		18		
		自宅で、要介護1・2の認定を受けた者を介護している場合		14		
		自宅で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を介護している場合		20		
		診断書提出者を介護・看護している場合（診断書の内容によって点数を決定する。）		1～20		
災害復旧		震災、風水害、火災、その他の災害により被災し、復旧に当たっている場合		20		
求職活動		求職活動中の場合（起業準備等を含む。）		2		
就学		月20日就学として、1日の就学時間	8時間以上	20		
			7時間以上	18		
			6時間以上	16		
			5時間以上	14		
			4時間以上	12		
			4時間未満	10		
児童虐待・DV		児童虐待やDV等により保育が必要な状態にあると認める場合		30		
			基準計			

（注1）居宅外労働には、自営農家、舗兼住宅及び自宅内作業場等による自営業者を含む。

（注2）居宅内労働には、内職や在宅勤務（週の内、半分以上が在宅勤務の者）及びフリーランスを含む。

（注3）特別養護老人ホーム、介護福祉施設及び障がい者支援施設への入所者は除く。

2. 調整指数

児童及び家庭の状況等		調整指数	
		点数	
就労状況	市内の認可保育施設・認定こども園・小規模保育事業所・児童館・届出保育施設に保育士、看護師又は幼稚園教諭として就労している場合（当該資格を有する者のみで、就労予定を含む。）	30	
	市内の放課後児童クラブに支援員として就労している場合（当該資格を有する者のみで、就労予定を含む。）	30	
	以前に育児休業を理由に退所し、育児休業明けに再入所する場合	7	
家庭状況	生活保護世帯である場合	5	
	母子・父子家庭世帯で当該申請児童を扶養している場合（事実上、婚姻関係にある者は除く。）	20	
	虐待やDVのおそれがある場合	5	
	単身赴任や入院等により父母のうちどちらかが不在の場合	5	
	主たる生計維持者である保護者が、自己都合以外の理由で退職し、求職活動をしている場合	5	
申請児童	入所年度の学年が1年生である場合	30	
	入所年度の学年が2年生である場合	15	
	入所年度の学年が3年生である場合	7	
	入所年度の学年が4年生である場合	3	
兄弟姉妹	兄弟姉妹で同時に入所申込を行う場合	3	
その他	関係機関（児童相談所等）から依頼があった場合	1～30	
同居祖父母	60～64歳の祖父母が同居で、無職の場合（保育が出来ない理由がない場合）	-3	
	60歳未満の祖父母が同居で、無職の場合（保育が出来ない理由がない場合）	-5	
保育料滞納	申込締切日の前月1日までの過去1年間において、督促等を経ても保育料等（保育料・延長保育料・副食費・学童保育料）の未納・滞納が解消されていない世帯	滞納月 × -5	
		調整計	

3.同一指数の場合の優先順位

同一指数の場合の優先順位	
1	基準指数の高い者（母子・父子世帯の場合、基準指数に2を乗じた値とする）
2	基準指数における保護者の状況が災害復旧、虐待・DV、疾病・障がい、その他であった場合
3	母子・父子世帯で同居者がいない又は生活保護世帯の場合
4	入所年度の学年が低い者
5	保護者の市町村民税所得割額の合計が少ない世帯 ※住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除適用前の市町村民税所得割額の合計により判定します（税額控除額は所得割額に合算します）

令和 9 年度放課後児童クラブ施設一覧（R8.10.1 現在）

No.	施設名	定員	基本の学区	保育時間	保育料	車の送迎	お問い合わせ先	ホームページ等 URL
1	（市立） 新庄放課後児童クラブ	56 人	新庄小学校区	【通　　常】放課後～18：45 【土 曜 日】8：00～18：30 【長期休暇】8：00～18：45	6,500 円/月	なし	新庄市社会福祉協議会 TEL：0233-22-5797	
2	（市立） 明倫放課後児童クラブ	60 人	明倫学園区	【通　　常】放課後～18：45 【土 曜 日】8：00～18：30 【長期休暇】8：00～18：45	6,500 円/月	なし	新庄市社会福祉協議会 TEL：0233-22-5797	
3	（市立） 日新放課後児童クラブ	70 人	日新小学校区	【通　　常】放課後～18：45 【土 曜 日】8：00～18：30 【長期休暇】8：00～18：45	6,500 円/月	なし	新庄市社会福祉協議会 TEL：0233-22-5797	
4	（市立） 萩野放課後児童クラブ	40 人	萩野学園区	【通　　常】放課後～18：45 【土 曜 日】8：00～18：30 【長期休暇】8：00～18：45	6,500 円/月	なし	新庄市社会福祉協議会 TEL：0233-22-5797	
5	（民間立） 金沢学童クラブ	45 人	日新小学校区	【通　　常】放課後～19：00 【土 曜 日】7：30～19：00 【長期休暇】7：30～19：00	8,000 円/月	あり	TEL：0233-22-6052	https://kanazawagakuenjp/
6	（民間立） なかよし放課後学童クラブ	60 人	新庄小学校区・明倫学園区	【通　　常】放課後～18：45 【土 曜 日】8：30～18：00 【長期休暇】7：30～18：30	1～3 年生：10,000 円/月 4～6 年生： 7,000 円/月	なし	TEL：0233-29-2010	
7	（民間立） にこにこ城南放課後児童クラブ	25 人	新庄小学校区	【通　　常】放課後～18：30 【土 曜 日】7：30～18：00 【長期休暇】7：30～18：30	1～3 年生：7,000 円/月 4～6 年生：5,000 円/月	あり	TEL：0233-23-8538	
8	（民間立） はぐくみキッズ放課後クラブ	50 人	明倫学園区・新庄小学校区	【通　　常】放課後～19：00 【土 曜 日】7：20～19：00 【長期休暇】7：20～19：00	1～3 年生：13,000 円/月 4～6 年生：10,000 円/月	あり	TEL：080-5552-7243	https://hagukumihoikuen.jp/index.php/facilities/facility04
9	（民間立） パリス放課後児童クラブ	40 人	日新小学校区・新庄小学校区	【通　　常】放課後～18：45 【土 曜 日】7：30～18：30 【長期休暇】7：30～18：30	10,000 円/月	あり	TEL：0233-23-7880	
10	（民間立） 新庄幼稚園ジュニアクラブ	25 人	明倫学園区・新庄小学校区	【通　　常】放課後～18：30 【土 曜 日】7：30～18：30 【長期休暇】7：30～18：30	8,000 円/月	あり	TEL：0233-23-1093	https://www.heiwa-gakuen.ed.jp
11	（民間立） （仮称）金沢南学童クラブ	40 人	日新小学校区・新庄学校区	【通　　常】放課後～19：00 【土 曜 日】7：30～19：00 【長期休暇】7：30～19：00	10,000 円/月	あり	TEL：0233-32-1410	https://kanazawagakuenjp/